



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	憲法裁判におけるアミカスキュリイの意義：合衆国最高裁判所とアミカスキュリイ
Author(s)	中林, 暁生
Citation	北大法学論集, 70(5), 114-123
Issue Date	2020-01-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/76668
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_70_5_06_4_Nakabayashi.pdf



合衆国最高裁判所とアミカスキュリイ

中林 暁生

はじめに

執筆者に与えられた課題は、合衆国最高裁判所におけるアミカスキュリイ (amicus curiae) についての概観を行うことである。アミカスキュリイとは「裁判所に係属する事件について裁判所に情報または意見を提出する第三者」のことをいい、「裁判所の友」(friend of the court) とも訳される¹ (なお、以下では、アミカスキュリイがその意見を述べるために提出する書面 (brief) を「アミカス・ブリーフ」という。)

1 アミカスキュリイに対する関心

アミカスキュリイに対しては、これまで、さまざまな観点から注目されてきた。² 公開と参加を通じた司法のファンダメンタルズの改革、という本共同研究のテーマからすると、特に、以下に挙げる3つの観点が重要であろう。

(1) 立法事実の顕出方法としてのアミカス・ブリーフ

「立法事実の顕出方法」という観点からアミカスキュリイに注目したのが原竹裕である²。すなわち、「立法事実の審理を必要とする訴訟においては、訴訟

¹ 田中英夫編集代表『英米法辞典』(東京大学出版会、1991年) 48頁。日本では、amicus curiae を訳さずにそのままアミカスキュリイ、アミカス・キュリイ (キュリー)、アミカスキュリエ、アミカス・キュリエと言うことが多い。

² 原は、事実審 (trial court) における証拠調べ以外の立法事実についての「特別の顕出方法」として、「職権型」、「当事者型」および「第三者型」の3つに分類した上で、「本来の証拠調手続を予定しない法律審たる上訴裁判所の場合には、これらの特別の顕出方法のもつ重要性がより大きくなる」とする(原竹裕『裁判による法創造と事実審理』[弘文堂、2000年] 149頁)。「職権型」とは「裁判所が自己のイニシアティブをもって立法事実の収集にあたることのできる方法」のことをいうが、その例として原が挙げるのは「司法確知 (judicial notice)」である (同149頁)。当事者が裁判所に立法事実を提供するのが「当事者型」であり、その例として原が挙げるのが「当事者書面」である (同162～163頁)。立法事実論と共に有名なブランドイス・ブリーフがこれに当たる (同162頁)。「第三者型」として原が挙げるのがアミカス・キュリエである (同163頁)。

の結果につき、社会の多数の者が利害関係を有する場合が多い」が、「このことは、まさに、立法事実の多くが、裁判における判断の訴訟当事者にとどまらない社会一般への波及効果に関する一般的事実としての性質を有していることの裏返しであるといつてよ」く、「一定の場合には当事者以外の第三者による立法事実の顕出の方法が整備される必要が生ずる」とした上で、「アメリカにおいてこの役割を担っているのは、第三者がアミカス・キュリエ〔裁判所の友〕(amicus curiae)として提出する書面(amicus curiae brief)である」³とする。

(2) 裁判批判とアミカスキュリイ

「裁判批判」という観点からアミカスキュリイに注目したのが、伊藤正己である⁴。松川事件控訴審判決に対する広津和郎や八海事件判決に対する正木ひろしの批判裁判などが公にされるなか、1955年に当時の田中耕太郎最高裁長官が裁判批判を「雑音」と評したことで、裁判批判の是非が大きな話題となったことは周知の事実であろう⁵。伊藤は、「国家の権力作用に対する批判の自由は、言論の自由のうちでももっとも重要なものと考えられる」⁶としつつも、「司法の公正な運用がもつ価値を、言論の自由に含まれる価値より高いと考える」ため、「原則としては、裁判批判すなわちなお裁判所で係争中の事件について、批判し、論評することは適当でない」としていた⁷。それゆえ、伊藤は、「裁判批判」に一定の法的規制を加えることは違憲とはならないとしたのであるが⁸、「裁判の公正な運営を害するおそれのまったくない、あるいは、少ない客観的な論評をも排斥する狭量さは、むしろ裁判への不信をもたらすものであり」、「もっぱら学問的な角度からの論評が許されることは当然であるし、さらに通常人による批判」も、一定の条件を満たす場合には認められてよいとも考えていた⁹。そこで、伊藤は、「第1に……批判は誠実な立場で、悪意なく、また司法の適

³ 原・前掲註2) 163～164頁。

⁴ 伊藤正己「裁判批判と言論の自由」同『言論の自由を守るために』(有信堂、1961年) 145頁以下〔初出は1959年〕。

⁵ 家永三郎『裁判批判』(日本評論新社、1959年)を参照。

⁶ 伊藤・前掲註4) 150頁。

⁷ 伊藤・前掲註4) 155～156頁。

⁸ 伊藤・前掲註4) 156頁。

⁹ 伊藤・前掲註4) 157～158頁。

正な運営を害する意図なしに行われねばならない」こと、「第2に……客観的な態度を失わず、自己に反する主張をなす側の言い分も十分に聞くだけの慎重さが必要である」こと、そして「第3に……批判は、不完全な情報や、とくに証拠法上許容されないものにとられることなく、訴訟記録その他を通じてえられた正確な知識を基礎としてなされねばならない」ことという3つの条件¹⁰を「みたす批判は、許されてよ」く、また「裁判の公正を促進するものとして、裁判官からも喜んで迎ええられるものであ」るので、「もっと直接に正式の手続をへて、司法過程のなかにもちこまれてゆく制度の設けられることが望ましいと考えられよう」とした¹¹。そのような制度として伊藤が注目したのが、アミカスキュリイであった¹²。

(3) 世論とアミカスキュリイ

伊藤の関心と重なるところもあるが、世論と裁判所とをつなぐものとしてアミカスキュリイに注目したのが金原恭子である。金原は、「裁判所が一般の市民から遠く離れた存在と受けとめられることの多い日本から眺めると、米国の裁判所は、米国の政治や社会のダイナミックな動きの中で、しっかりと自らを米国の人々にアピールし続けてきた存在のように見受けられる」とした上で¹³、その要因の一つとして「裁判所が世論と適度な緊張関係を保ちつつ、常にその動向を把握できるようにするための制度が米国には存在している」ことに注目する。そのような制度として金原が挙げるのが、「正規の手続きによって法廷に世論が提示される仕組みであるアミカス・キュリイ……の制度」と「いわば法廷の背後で、裁判所に世論の動きの一端が若い世代から伝えられる仕組みであるロー・クラーク……の制度」の2つである¹⁴。

¹⁰ 伊藤・前掲註4) 158～159頁。

¹¹ 伊藤・前掲註4) 159頁。

¹² 伊藤・前掲註4) 159頁。

¹³ 金原恭子「世論と裁判所とをつなぐもの——米国におけるアミカス・キュリイとロー・クラーク——」滝沢正編集代表『比較法学の課題と展望 大木雅夫先生古稀記念』（信山社、2002年）243頁。

¹⁴ 金原・前掲註13) 244頁。ロー・クラークの制度については同256～262頁を参照。また、笹田栄司ほか「憲法裁判における調査官の役割」『北大法学論集』66巻2号（2015年）127 [252] -119 [260] 頁〔中林暁生執筆〕も参照。

(4) 小括

以上を踏まえると、アミカスキュリイについて注目すべき点として、①アミカスキュリイとなるためには正式な手続を踏むことが必要であること、②アミカスキュリイは訴訟当事者ではなく第三者であり、かつ、その主体は多様であること、および、③アミカスキュリイは単に「情報」を提供するだけではなく「意見（あるいは批判）」を提供するものでもあること、を挙げることができる。そこで、次に、これら3つの点を念頭におきつつ、合衆国最高裁におけるアミカスキュリイについて概観することにしよう。

2 合衆国最高裁におけるアミカスキュリイ¹⁵

(1) 手続——合衆国最高裁判所規則

合衆国最高裁におけるアミカスキュリイについては、合衆国最高裁判所規則37¹⁶に基本的なことが定められている。

規則は、まず、当事者が最高裁にまだ注意を喚起していない関連事項についてのもものは最高裁にとって大きな助けとなるが、そうではないものは最高裁に負担をかけるものであるとの注意を明記した上で、裁量上訴等の申立前の段階¹⁷と（裁量上訴等が認められた後の）口頭弁論の段階とで異なる規律を設けている。後者の段階では、提出について両当事者の同意が得られた場合、同意が

¹⁵ 合衆国最高裁におけるアミカスキュリイについては、邦語文献に限ってもすでに多くの研究が公表されている。以下の記述は、伊藤正己「Amicus Curiae について——その実際と評価——」三ヶ月章編集代表『菊井先生献呈論集 裁判と法（上）』（有斐閣、1967年）129頁以下、原・前掲註2）164～185頁、金原・前掲註13）245～256頁、北見宏介「アミカスキュリエとしての政府」『名城法学』65巻1・2号（2015年）223頁以下、PAUL M. COLLINS JR., FRIENDS OF THE SUPREME COURT: INTEREST GROUPS AND JUDICIAL DECISION MAKING (2008) 等を参照した。

¹⁶ 金原・前掲註13）246～248頁を参照。

¹⁷ 裁量上訴等の申立て前の段階では、両当事者の同意がなくても合衆国最高裁の許可があれば提出できるが、両当事者の同意がないものの提出の申立ては「好ましくない (not favored)」とわざわざ明記されている (Sup. Ct. R. 37.2(b))。また、アミカス・ブリーフには、いずれかの当事者を支持することを明記しなければならない (Sup. Ct. R. 37.2(a))。

得られない場合には提出許可の申立てを行い最高裁が提出を許可した場合に、アミカス・ブリーフを提出することができるが¹⁸、規則は、訟務長官 (Solicitor General) が合衆国のために、州の司法長官 (Attorney General) が州のために、権限のある法務職員 (authorized law officer) が市や郡などのために提出する場合は、提出の申立ては不要であることを定めている¹⁹。

このように、合衆国や州などの公的な主体ではなく私的な主体がアミカス・ブリーフを提出するためには、両当事者の同意が必要であり、同意が得られない場合には合衆国最高裁の許可が必要となるが、この許可は認められやすくなっていると評価されている²⁰。

(2) 主体

アミカスキュリイとなる私的な主体としては、アメリカ自由人権協会 (American Civil Liberties Union) などのいわゆる利益団体などが多くなっているが²¹、さらに、訟務長官などの公的な主体もアミカスキュリイとなりうることも、合衆国最高裁におけるアミカスキュリイの重要な特徴として確認しておく必要がある²²。

(3) 機能

アミカスキュリイの機能は、初期においては「裁判所への告知的機能に重点が置かれていたが、法令集、(立法者の意思をさぐるための資料となる) 議事録、判例集等が整備され、人的制度としては刑事被告人に弁護人選任権が保障されたり、裁判官にロー・クラークがつくようになった」ことに伴い、このような「告知的機能の必要性は減退し²³」、また、利益団体などがアミカスキュリイとなっていたことに伴い、アミカスキュリイは「特定の利益団体の見解の主張者」へ

¹⁸ SUP. Ct. R. 37.3(a).

¹⁹ SUP. Ct. R. 37.4.

²⁰ 金原・前掲註13) 248頁。

²¹ 金原・前掲註13) 249～250頁等を参照。特にこの点に注目したものとして、See COLLINS, *supra* note 15.

²² 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律4条との関係で、合衆国政府がアミカスキュリイとなることに注目する北見・前掲註15) を参照。

²³ 金原・前掲註13) 249～250頁。

と変容してきた。

(4) アミカスブリーフへのアクセス

最後に、アミカス・ブリーフへのアクセスについても指摘しておきたい²⁴。現在、誰が、どのような立場で提出したかについては公式判例集 (United States Reports) に表記されているが、合衆国最高裁の HP では、アミカス・ブリーフを収めているデータベース等の案内を載せている²⁵。また、アミカス・ブリーフは、合衆国議会図書館 (the Library of Congress) のロー・ライブラリー (Law Library) が収蔵している Records and briefs of the United States Supreme Court の中に保存されている²⁶。

3 具体例—— Johnson 事件²⁷

ここでは、アミカス・ブリーフが一定の役割を果たしている場面を、Johnson 事件を例に採りながら、確認してみることにしたい。

(1) 事件の概要

Johnson 事件では、主に、女性に対するアフーマティヴ・アクションが1964年公民権法に違反するか否かが違反が問題となった。

事件の概要は次の通りである。

カリフォルニア州サンタクララ郡が定めたアフーマティヴ・アクション計画では、伝統的に女性が就いてこなかった地位への昇進に際しては、性別を考慮要素の1つとすることを認めていた。これまで女性が就いてこなかったサンタクララ郡交通局における road dispatcher に欠員が生じたため、女性のジョイス (Diana Joyce) が志願した。この road dispatcher に就くためには一定の

²⁴ 憲法判例に関する重要なアミカス・ブリーフは、LANDMARK BRIEFS AND ARGUMENTS OF THE SUPREME COURT OF THE UNITED STATES: CONSTITUTIONAL LAW に収録されている。

²⁵ <https://www.supremecourt.gov/meritsbriefs/briefsource.aspx> (accessed 2019-12-15).

²⁶ <http://www.loc.gov/law/help/sct-records.php> (accessed 2019-12-15).

²⁷ Johnson v. Transp. Agency, Santa Clara Cty., Cal., 480 U.S. 616 (1987). 本判決については、中林暁生「アフーマティヴ・アクションとメリット」辻村みよ子編『世界のポジティブ・アクションと男女共同参画』（東北大学出版会、2004年）323～331頁を参照。

実務経験が必要であったが、11名の志願者のうち、ジョイスを含む9名がこの点での適格性を満たしていると判断された。

第1次面接では、ジョイスを含む7名がroad dispatcherに昇進するために必要な70点以上を獲得した。男性のジョンソン (Paul Johnson) が75点を獲得したのに対し、ジョイスの得点は73点であった。この段階で、ジョイスは郡のアファーマティヴ・アクション局に接触した。

続いて行われた第2次面接の面接官達は、最終的にジョンソンを昇進させるべきであると交通局長に勧告した。これに対し、アファーマティヴ・アクション・コーディネーターは、ジョイスを昇進させるべきであると交通局長に勧告した。

70点以上を得点した7名であれば誰を昇進させてもかまわないという裁量を有していた交通局長が、第2次面接ではジョンソンよりも評価の低かったジョイスを昇進させたことに対し、ジョンソンが公民権法第七編違反を主張して訴えを提起した。

よく知られているように、アメリカ合衆国において、アファーマティヴ・アクションは政治的な問題でもある。したがって、1980年の大統領選で勝利し、1981年に大統領に就いた共和党のレーガン政権がこのJohnson事件に注目したのはむしろ当然のことであったといえよう。

合衆国最高裁判所規則では、口頭弁論に政府が参加することを認めているため、フリード (Charles Fried) 合衆国訟務長官がこの口頭弁論への参加を希望したが、ジョンソン側は、訟務長官による口頭弁論への参加は得策ではないと考えて、訟務長官の参加を拒否した²⁸。そこで、レーガン政権は、合衆国政府として、アミカス・ブリーフを提出した (前述のように、合衆国政府の場合アミカス・ブリーフの提出には両当事者の同意は不要である)。

Johnson事件で口頭弁論に際し提出されたアミカスブリーフは、合衆国政府のものも含めて計11件である²⁹。

²⁸ MELVIN I. UROFSKY, A CONFLICT OF RIGHTS: THE SUPREME COURT AND AFFIRMATIVE ACTION, 131 (1991).

²⁹ 判例集では、郡側勝訴の原判決破棄を主張するアミカス・ブリーフが3件 (the United States; the Mid-Atlantic Legal Foundation; the Pacific Legal Foundation et al.) が、原判決維持を主張するアミカス・ブリーフが5件 (the State of California et al.;

(2) 判決

合衆国最高裁は、郡のアファーマティヴ・アクション計画は適法であり、交通局は、この計画に従って、ジョイスの昇進に際してジョイスの性を適切に考慮したと判示した。この判決の法廷意見は、ブレナン (William J. Brennan, Jr.)、マーシャル (Thurgood Marshall)、ブラックマン (Harry A. Blackmun)、パウエル (Lewis F. Powell, Jr.)、スティーヴンス (John Paul Stevens) の計5名の裁判官から成り³⁰、オコナー (Sandra Day O'Connor) が結論のみに同意する結果同意意見を述べている。法廷意見の結論に反対したのは、ホワイ特 (Byron R. White)、スカリア (Antonin Scalia)、レーンクィスト (William H. Rehnquist) 長官の計3名である。反対意見は、ホワイ特裁判官のものとスカリア裁判官のもの (レーンクィスト同調、ホワイ特一部同調) の2つがあるが、ここでは³¹、スカリア裁判官の反対意見に注目したい。

スカリアが反対意見の中で提起した問題の一つが、ジョイスを昇進させたことは、能力の劣った者 (ジョイス) を能力の優れた者 (ジョンソン) よりも優遇したことになるのではないか、という問題である³²。確かに、ジョンソンの第1次面接の結果はジョイスよりも2点高かったし、第2次面接の面接官もジョンソンの昇進を勧告していた。

このようなスカリアの問題提起に対し、ブレナン裁判官が執筆した法廷意見

the American Federation of Labor and Congress of Industrial Organizations; the American Society for Personnel Administration; the National League of Cities et al.; the NOW Legal Defense and Education Fund et al.;)、アミカス・ブリーフが3件 (the Equal Employment Advisory Council; the City of Detroit et al.; the Lawyers' Committee for Civil Rights under Law et al.) 提出された旨の記載がある。480 U.S. at 618-619. 原判決破棄を主張するアミカス・ブリーフの表紙には、上訴人支持の表記 (supporting petitioner や in support of petitioner という表記) が、原判決維持を主張するアミカス・ブリーフの表紙には被上訴人支持の表記 (supporting respondent や in support of respondent という表記) がそれぞれなされている。

³⁰ スティーヴンス裁判官が同意意見を述べている。

³¹ 以下の記述は、中林・前掲註27) 330～331頁における記述をもとにしている。但し、そこではアミカス・ブリーフへの明示的な言及は行わなかったのに対し、以下の記述では、アミカス・ブリーフへの存在に光を当ててみたという点でのささやかな違いが存在する。

³² 480 U.S. at 673-677 (Scalia, J., dissenting).

は、アメリカ人事管理協会 (American Society for Personnel Administration; ASPA) の提出したアミカス・ブリーフ³³からの引用を行う形で応答している。

アメリカ人事管理協会 (当時) は、35,000人以上の会員から成る人事および人的資源に関する専門家の世界最大の団体である³⁴。従来から、適切に遂行されるアフーマティヴ・アクションは生産的でありかつ公平な職場を達成する最善の手段の一つであると主張してきたアメリカ人事管理協会にとって、本件は、職場において平等な雇傭の機会を提供することと人種差別廃止を促進することという両立可能な目標の間の適切な調整を合衆国最高裁が表明するまたとない機会と映ったのである³⁵。

同ブリーフの主張は多岐にわたっているが、ジョンソンの方がジョイスよりも優れていたか、という問題については、同ブリーフは、「ある職にとっての、唯一の『最も能力のある者』が存在するのは稀である、というのが人事管理の標準的な見解であり、実効的な人事制度は、十分に能力を持っており、かつ、選抜されるにふさわしい様々な特性をもった複数の候補者を人事担当者に提示するものであるとした上で、特異な労働経験や教育歴を必要とせず、十分な能力を備えた候補者が複数みつかるような「普通の中級技術職である場合、どの候補者が『最も能力のある者』であるかについての最終的な決定は、よく言っても、主観的なものである」と述べたのであるが³⁶、法廷意見は、この箇所を引用する形で、スカリア反対意見の問題提起に応答したのである³⁷。

このような法廷意見による応答 (したがってアメリカ人事管理協会のアミカス・ブリーフの議論) を、ベルトン (Robert Belton) は、最も能力のある (best qualified) 者を探す過程でしばしば無意識のうちに用いられている暗黙の前提——すなわち、雇傭の決定を行う者は、複数いる候補者のうち、自分と同じ理想、自分と同じ文化的背景、自分と同じ社会経済的地位、自分と同じ政治哲学を有している者を「最も能力のある」者として選抜してしまうこと——を否定

³³ Brief for the American Society for Personnel Administration as Amicus Curiae Supporting Respondents, *Johnson v. Transp. Agency, Santa Clara Cty., Cal.*, 480 U.S. 616 (1987)(No.85-1129).

³⁴ *Id.* at 1-2.

³⁵ *Id.* at 2.

³⁶ *Id.* at 9.

³⁷ 480 U.S. at 641, n. 17

するものであると捉えている³⁸。

おわりに

アミカス・ブリーフが、実際の裁判においていかなる影響を及ぼしているのかを考えることは容易ではない。実際、訟務長官の提出するブリーフを除くと³⁹、アミカス・ブリーフがどの程度の影響を及ぼしているのかは、評価の分かれるところであろう⁴⁰。そうした中で、本稿が行ったことは、法廷意見が、反対意見の問題提起に応答する際に、私的な主体の提出したアミカス・ブリーフからの引用を行い、さらに学説がそこに着目するという形で、アミカス・ブリーフがそれに期待される役割を果たしている実例があるということを紹介したにとどまる。

³⁸ Robert Belton, *Reflections on Affirmative Action after Paradise and Johnson*, 23 HARV. C.R.-C.L. L. REV. 115, 130-132 (1988). ベルトンは、このような暗黙の前提を「クローン理論」(clone theory)と名づけている。Id. at 130. 中林・前掲註27) 338～339頁(註37)を参照。

³⁹ 北見宏介「政府の訴訟活動における機関利益と公共の利益(4)——司法省による『合衆国の利益』の実現をめぐる——」『北大法学論集』59巻4号(2008年)128～130頁を参照。

⁴⁰ COLLINS, *supra* note 15, at 4-5.